

令和7年9月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和7年9月26日 午後1時00分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊗遅刻 ㊗早退)	
○ 1番 宮本 国男	㊗ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子
○ 4番 末武 章	○ 5番 引地 国弘	㊗ 6番 大石 恵子
○ 7番 武部 利弘	㊗ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一
○ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	㊗ 12番 濱崎 稔
○ 13番 久保 繁徳	○ 14番 大田 重敏	○ 15番 野中 孝
○ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	○ 18番 須藤 正文
○ 19番 佐々木 龍二		
出席農業委員数 17名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 川久保 稔美	○ 山下 勝美	㊗ 松本 美徳
○ 山口 信也	○ 前田 将直	○ 松瀬 竹虎
○ 松尾 茂	○ 紙本 政信	○ 徳田 詳吾
		○ 松本 覚二
		㊗ 小林 重喜
		○ 長谷川 壽幸
		㊗ 高田 良彦
		㊗ 渡口 学
		○ 松崎 美喜雄
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局長 樫山 まちこ	次長 田畑 徹二	係長 桃田 忠邦
主事 補 川崎 涼	分室長 志水 巧	主査 吉永 大輔
7. 議 長	佐々木 龍二	
8. 議事録署名委員の指名		
9番 前田 秀一	1	10番 宮本 章

【事務局長】

皆様、こんにちは。ただ今から令和7年9月の農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、農業委員2番 瀬川委員 8番 崎村委員 推進委員3番 松本委員 5番 山口委員 12番 渡口委員 11番 高田委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。本日は議案が多い事、総会後の地区別研修会が開催されるため30分前倒しで開催させていただいております。スムーズな議事進行を図りつつも慎重なご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。繁忙期のお忙しい時期に長時間に渡りますが、どうぞ最後までよろしくお願いいたします。それでは会長のご挨拶を頂きまして、9月の総会に入りたいと思います。

【会 長】

皆さんこんにちは。彼岸を過ぎてから朝夕は少し涼しくなりました。ただ、日中は、まだまだ暑いので農業のお仕事は大変でしょう。さて、私は「朝は希望に起き、昼は努力に生き、夜は感謝に眠る」という言葉が好きです。農業委員として担当地区の農地の見回りや掘り起こし活動などを行う時も「朝の希望」「昼の努力」「夜の感謝」を忘れないよう心掛けています。キーワードは希望、努力、感謝です。但し、農業委員としての昼間の努力は、まだまだ足りないと自分自身反省しております。その様な中、本日は総会の後に、長崎県農業会議主催で地区別農業委員会委員研修会が開催されます。県の農業会議と農業経営課、そして農業振興公社から3名の講師の方々をお迎えします。私自身、農業委員としての資質を高める絶好の機会と捉えています。委員の皆様にとりましても、農業委員・推進委員としての学びの上で実り多い研修会になるものと期待しています。それでは、本日の総会と研修会、どうぞ宜しくよろしくお願いいたします。

【議 長】

それでは議事録署名人の指名に移ります。農業委員9番、前田秀一委員、同じく10番、宮本章委員にお願いします。

続きまして、報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

それでは報告事項に入ります。農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)でございます。議案書の1ページをご覧ください。2件ございます。1件目です。貸人、御厨町上登木免[■]番地の[■]氏と借人、御厨町横久保免[■]番地の[■]氏の契約については、長崎県農業振興公社を通したAtoBの契約となっております。農地の表示は御厨町上登木免字美濃田[■]の田、面積は440㎡です。この度、賃貸借契約から使用貸借契約に変更することに伴い解約となったものです。2件目です。貸人、千葉県富津市大堀[■]番地の[■]氏と借人、[■]氏の契約については、長崎県農業振興公社を通したAtoBの契約となっております。農地の表示は志佐町横辺田免字庄屋下[■]から庄屋下[■]までの田、全5筆、合計面積は3287㎡です。この度、貸人である[■]氏が[■]氏以外の第三者に対して当該農地を売買したいということで解約となったものです。

次に農地法第3条の3の規程による届出(相続)でございます。1件ございます。被相続人は御厨町大崎免[■]の[■]氏、相続人は御厨町里免[■]番地の[■]氏です。農地の表示は御厨町里免字志自岐[■]から御厨町大崎免字塩屋[■]番までの田4筆、畑10筆の計14筆、合計面積9665㎡です。被相続人の[■]氏は令和7年5月16日に亡くなられまして、相続人の[■]氏から令和7年7月11日に相続登記が完了したということで、令和7年8月15日に届出があり、同日受付をしております。

続きまして提案事件の集計表でございます。議案書は2ページをご覧ください。この後の付議事項で審議いただく内容となっております。農地法関係で、農地法第3条の所有権移転と地上権設定で2件、農地法第5条の転用関係が2件、証明関係で非農地証明願が1件、意見書関係が農業振興地域整備計画の変更が7件、承認関係で、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請分が全部で48件、最後に農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議が1件ございます。私からの説明は以上でございます。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。各委員さんから只今の報告について何かございますでしょうか。無いようですので、それでは付議事項に入ります。3ページ議案第41号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第41号農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請についてです。事件番号1です。譲渡人は松浦市福島町土谷免■■■■の■■■■氏です。譲受人は松浦市福島町土谷免■■■■番地の■■■■氏です。申請地は福島町土谷免字西ノ園■■■■番の田、431㎡です。申請事由は経営規模拡大の為ということで双方が合意され売買によって所有権移転するというものです。■■■■氏は認定農業者ではありませんが水稻や野菜などを精力的に作っています。農従者は1名、農業従事日数は年間150日となっております。そのほか申請に基づき農地法第3条第2項各号について確認した結果、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

それでは続きまして事件番号2について説明をさせていただきます。借人は御厨町高野免■■■■番地、有限会社■■■■、代表取締役、■■■■氏、貸人は御厨町高野免■■■■番地、■■■■氏でございます。申請地は御厨町高野免字水無田■■■■、畑、2094㎡です。申請の理由は営農型太陽光発電施設設置の為、区分地上権を設定するというものでございます。地上権とは土地の上空を使用する権利のことで、議案42号の事件番号1にございます営農型太陽光発電におきまして耕作者と発電施設設置者が異なる場合は、区分地上権を設定することとなっているために今回申請があつているものでございます。期間は記載しておりませんが10年間でございます。区分地上権の許可基準ですけれども、農地法第3条の但し書きに規定がございまして、設定される農地と周辺の農地の営農に支障がないこと、かつ設定される農地の賃借人等の同意を得ている事の2点でございます。本件は土地の所有者、耕作者と太陽光発電の設置者は実質的には■■■■氏でございますし、周辺の農地は■■■■氏の所有でございます。書類審査と転用にかかります現地調査により許可基準を満たすものと考えております。なお、3条の許可日は通常総会日となりますけれども、区分地上権にかかる許可日は議案第42号の事件番号1による転用申請の許可日に合わせる必要がございますので許可となる場合は転用許可日と同日付で許可指令書を交付することとなります。以上、2件につきまして皆様のご審議を宜しくお願い致します。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。事件番号1番について、農業委員14番、太田委員をお願いします。

【太田委員】

農業委員14番の太田です。9月の初めにですねそういう依頼がありまして■■■■さん、■■■■さんの双方に確認いたしました。登記も終了しておりまして売買も終了しているということで、その2点を聞いた訳ですが■■■■さんにつきましては、まだまだ農業をなさっております

けど83歳という高齢でその土地を譲ってもいいということでございました。そして■■■さんにつきましてもその土地が自分の家の近くの土地であり、まだまだ自分も農業を拡大したいということで双方の合意に至っております。そのことを確認いたしました。以上、報告を終わります。

【議 長】

ありがとうございました。事件番号2番について、農業委員4番、末武委員お願いします。

【末武委員】

農業委員4番、末武です。■■■さんの地上権設定ということですが、ご自宅の下に2反ばかりの畑を使ってですね太陽光を設置し、その下でシャインマスカットを営農するというふうな計画であります。話を本人立ち合いの元で聞いたんですが、後の雨水排水の設置もちゃんと考えられておりますし、営農計画もしっかり考えてあるということで周りの営農に関する影響というのも問題ないのかなというふうに思っております。詳しくはまた事務局の方から説明があるかと思いますが問題ないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

無ければ議案第41号農地法第3条の規定による許可申請については、決定するものいたします。それでは4ページ、議案第42号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

それでは議案第42号農地法第5条の規定による許可申請について説明をさせていただきます。事件番号1でございます。関係資料を90から95ページに添付しておりますので後持ってご覧頂きたいと思っております。借人は御厨町高野免■■■番地の有限会社■■■代表取締役■■■氏、貸人は御厨町高野免■■■番地の■■■氏でございます。申請地は御厨町高野免字水無田■■■、畑、2094㎡です。農地の区分は農業公共投資の対象となっていない農地で第2種農地でございます。転用の目的は営農型太陽光発電施設用地として利用するもので10年間の一時転用となります。ここで営農型太陽光発電施設が本市では初めての案件でございますので営農型太陽光発電施設について簡単に説明したいと思います。本日配布しましたカラーの資料をご覧ください。営農型太陽光発電施設についてという1枚紙のものでございます。営農型太陽光発電とは一時転用許可を受け農地に簡易な構造で、かつ容易に撤去できる支柱を建てて上部空間に太陽光を電気に変換する設備、太陽光パネル等を設置をし営農を継続しながら発電を行うという事業でございます。この場合、支柱の断面積について一時転用許可が必要となっております。中段①一時転用許可にあたり次の事項をチェックと記載がありますが、判断の基準としては一つ目が一時転用期間が適切であるかどうか、二つ目は下部の農地で適切な営農の継続が確実かどうか、この二点でございます。許可は一時転用期間満了後に再許可が可能です。また、許可後は毎年の農産物の生産状況の報告が義務となっております。まず判断基準の一つ目の一時転用の期間ですが第2種農地による10年間の一時転用でございますので、この点問題ございません。それから二つ目の下部の営農が継続をされるかについてでございます。議案の93ページに土地利用計画図①という資料を付けておりますのでそちらをご覧ください。図示されておりますとおり430枚の太陽光パネルを設置いたします。このパネルの設置によります太陽光の遮光率は30.7%です。排水は雨水排水のみでございまして図示をしておりますとおり自然流下でございます。流末は申

【野中委員】

農業委員15番の野中でございます。当日19日でしたね、現地に行きまして確認してまいりまして事務局の方からの説明どおり雨水等については自然流下ということで他の農地に影響を与えることは無いと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

【議 長】

ありがとうございます。地元委員さんのご意見を伺いたしたいと思います。事件番号1番について、農業委員4番、末武委員お願ひします。

【末武委員】

農業委員4番の末武です。先ほども申しましたとおり周りへの営農への影響は心配ないのかなと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

【議 長】

ありがとうございます。事件番号2番について地元委員さんのご意見をお願ひします。農業委員7番、武部委員お願ひします。

【武部委員】

すみません、農業委員7番の武部です。事件番号2の案件についてです。こちらの方からご説明したいと思ひます。この案件につきましては、 の前社長さんが建てておられる敷地のすぐ隣でございまして、その時に 氏から土地を借受けてそのまま宅地を建てて車庫も作ったり、その横に残った さんの土地の部分を今から借地をして資材置き場にしたいということで申し出がございまして分です。前社長の家ということもありまして敷地内を通過してからその資材置き場の98ページの赤のマークが付いている所に入る訳ですけれども、そこの侵入についても了解が取れておりますし、住宅建設時に家の敷地に当る部分と資材置き場に今度申請されている分を含めて擁壁とフェンスが設置されております。ということで周りに何ら影響を与えるものでもなく、次期社長がその場所を使うということでございまして問題ないと、当人同士の話もできてきているということで妥当と判断しております。以上です。

【議 長】

ありがとうございます。事件番号2番について現地を確認された委員さんのご意見をお願ひします。農業委員15番、野中委員お願ひします。

【野中委員】

農業委員15番の野中でございます。異議ございませぬので、先ほどお答えしたようなことございませぬ。それでは各委員さんから何かご意見はございませぬでしょうか。

事件番号1番についても2番についても何か意見がございませぬらお願ひいたします。

はい、よろしいでしょうか。それでは議案第42号農地法第5条の規定による許可申請については許可相当の意見を付して進達するものといたします。事件番号1番につきましては来月開かれる常設審議委員会への上程案件となっております。続きまして議案第43号非農地証明願ひについてを議題といたします。事務局の説明をお願ひします。

【事務局】

議案第43号非農地証明願いについてです。まず現況が非農地化し、かつ一定の条件に適合する土地については農業委員会が農地法の適用対象外であることを証明する非農地証明書を交付することができるかとされています。交付の基準は3つあり、農地法が施行された昭和27年10月20日以前から非農地であった場合、災害により農地への復旧が困難な場合、公共事業等によって残地となった場合です。本案件は公共事業等によって残置になったということで提出されたものです。位置図と字図を100ページから102ページに添付しております。申出人は、御厨町川内免■■■■の■■■■氏です。申請地は、御厨町普住免字壺本松■■■■、畑、196㎡です。申請地の現況はスライドをご覧ください。現地調査は9月19日に行いました。ご覧のとおり、大部分が法面となっており耕作不適な状況です。残地となった経緯ですが、昭和57年11月4日売買で市道敷として松浦市に譲渡した残り地であり、その後耕作せず、現在に至っているとのことです。非農地証明交付の要件確認ですが、公共用事業等により残置となり耕作不適な状況なため申出のとおり非農地証明を交付して差し支えないものと考えます。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。事件番号1番について現地を確認された委員さんのご意見をお願いします。農業委員11番、坂本委員お願いします。

【坂本委員】

農業委員11番の坂本でございます。先ほどご覧になったとおり大部分がのり面でございます。畑として体をなしていないという状況です。皆様のご審議のほどを宜しくお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。続きまして地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。推進委員2番、山下委員お願いします。

【山下委員】

推進委員2番の山下です。今スライドをご覧くださいお分かりの様に元々あそこは畑だったんですけど■■■■さんが農業もできないということで長い間あそこは倉庫として貸し出しをしていたみたいですけど、色んなコンテナとかボートとか置いてあって倉庫の代わりになっております。あそこは元々狭い道だったんですけどそれを拡張するために畑を盗られたという状況です。とてもじゃないけど畑としては見込めないということでございますので、皆様方のご審議お願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。各委員さんから何かご意見はありませんでしょうか。

はい、無ければ議案第43号非農地証明願いについては、証明書を交付することといたします。

続きまして6ページ議案第44号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請についてを議題といたします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第44号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請についてご説明いたします。議案書は6ページから70ページをご覧ください。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農地

中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものです。すべてAtoBで計44件の計画となっております。また今回は最初に農地の出し手をまとめて一覧表に記載し、その後ろに農地の受け手ごとの経営状況等をそれぞれ記載しておりますので権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきましてご審議よろしくお願いたします。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。それではしばらく時間をとりますので、資料7ページから70ページまでたくさんありますがご確認をお願いします。

はい、それでは各委員さんから何かございますでしょうか。

無ければ、議案第44号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請については長崎県農業振興公社へ要請することといたします。続きまして71ページ、議案第45号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請についてを議題といたします。それでは事務局の説明をお願いします。

ここで関係委員の退室をお願いします。山内委員、大石委員、久保委員に退室をお願いします。

【事務局】

議案第45号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請についてご説明いたします。議案書は71ページから83ページをご覧ください。農業委員関係分となっております。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農地 中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものです。すべてAtoBで計4件の計画となっております。また今回は最初に農地の出し手をまとめて一覧表に記載し、その後ろに農地の受け手ごとの経営状況等をそれぞれ記載しておりますので権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきましてご審議よろしくお願いたします。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間をとりますので、資料72ページから83ページまでの資料をご確認ください。

はい、それでは各委員さんから何かございますでしょうか。

無いようですので、議案第45号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請については、長崎県農業振興公社へ要請することといたします。入室をお願いします。

続きまして84ページ、議案第46号農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案の説明の前に議案資料の追記をお願いします。84ページ事件番号2の4の変更内容の(2)変更理由のところですが西部工業団地と記載しておりますが西部工業団地の後に(仮称)の文言を追記していただきたいと思っております。まだ正式名称が決まっておきませんので西部工業団地(仮称)ということで取り扱いたいと考えております。よろしくお願いたします。

議案第46号農業振興地域整備計画の変更についてです。位置図は103ページから113ページに添付しております。事件番号1です。農用地区域からの除外です。申請人は福島町浅谷免■■番地の■■■■氏です。申請地は、福島町浅谷免字血浦■■■■、田、252㎡です。変更目的は駐車場用地で、変更理由は自宅用の駐車場を整備するためです。事件番号2、農用地区域からの除外で

す。申請人は御厨町狩原免■■番地の■■氏です。申請地は、御厨町狩原免字古木ノ辻■■番地畑、6027㎡です。変更目的は西部工業団地の造成のためで、変更理由は松浦市が整備する西部工業団地（仮称）の一部として利用するためです。事件番号3、農用地区域への編入です。申請人は 調川町松山田免■■の■■氏です。申請地は、調川町上免字福原■■、田、456㎡です。変更理由は、中山間地域等直接支払交付金の対象地とするためです。事件番号4、農用地区域への編入です。申請人は御厨町高野免■■番地の■■氏です。申請地は、御厨町高野免字地蔵谷■■、田、1339㎡と御厨町高野免字地蔵谷■■番、田、1217㎡の計2筆です。変更理由は、中山間地域等直接支払交付金の対象地とするためです。事件番号5、農用地区域への編入です。申請人は御厨町高野免■■番地の■■氏です。申請地は、①御厨町高野免字乗越■■、田、2087㎡、②御厨町高野免字乗越■■、田、1729㎡、③御厨町高野免字庵ノ下■■番、田、932㎡、④御厨町高野免字庵ノ下■■、田、2702㎡、⑤御厨町高野免字庵ノ下■■、田、2606㎡、⑥御厨町高野免字庵ノ下■■、田、1086㎡の計6筆です。変更理由は、中山間地域等直接支払交付金の対象地とするためです。事件番号6、農用地区域への編入です。申請人は御厨町高野免■■番地の■■氏です。申請地は、御厨町高野免字庵ノ下■■、田、2275㎡です。変更理由は、中山間地域等直接支払交付金の対象地とするためです。事件番号7、用途区分の変更です。申請人は 御厨町木場免■■番地の■■氏です。申請地は、御厨町木場免字キジヤノ木■■、畑、482㎡です。変更用途区分は農業用施設用地で、変更理由は、農業用機械倉庫を建設するためです。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。事件番号1番について農業委員16番、金子委員よりご意見を伺います。

【金子委員】

農業委員16番の金子です。この件につきましては松浦地区について農振地からの除外ということで7月1日に所有者の■■さんと転用者の■■さん並びに地区の区長さんと周りの土地の所有者の方を集めて会議を行いました。転用者の■■さんの自宅がすぐ隣にありまして、そこを■■さんから譲り受けて駐車場を作りたいという話が前からあったんですが、なかなか出来なかったということで今回話がずれてからの除外という形になったんですが会議の際に周りの方、私も含めてなんですが土地がありまして駐車場に利用するというものでしたけれども雨水等も自宅の方側に側溝がありまして、そちらの方に雨水は流れるという形で問題はないかと思いません。以上です。

【議 長】

ありがとうございました。事件番号2番から7番について、現地確認された農業委員11番、坂本委員よりご意見を伺いたいと思います。

【坂本委員】

農業委員11番の坂本でございます。まず事件番号2番の方ですね、これは土地そのものについては畑と名義はなっておりますが、現状原野のような状態でございます。問題ないと思います。そしてその周辺地域についても特に問題ないと思います。また道路が整備されて良くなるのではなかろうかという風な期待をしているところでございます。それから事件番号3番、■■さんの田んぼですけど、ここは現状作られておましてずっと作られている様な状態でこれも道路脇でございまして編入されるということはおっしゃる通りかと思っております。

す。事件番号4番、ここも現在田んぼも作られておりまして、よろしいのではと思うところがございます。事件番号5番、こちらも現状田んぼが作られておりまして、もう田んぼ以外には特にできるような所ではなくて、抜けている所、水の多い所でございます。田んぼを作られるということであれば、これも問題ないかと思われるところでございます。それから事件番号6番につきましても、ここも現状田んぼの形をしておりまして少し草は生えているものの、中山間直接支払いの検査を受けられるということでは何ら問題はないと思います。7番につきましては傾斜地でありまして、雨水排水についても自然流下ということで特に問題はないかと思われまます。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議 長】

ありがとうございます。それでは地元委員のご意見を伺いたいと思います。事件番号2番について、農業委員17番、山内委員申し上げます。

【山内委員】

17番、山内です。当日ちょっと私用で途中抜けたんですが、農地自体は山の状態であります。何か不手際があった場合は、市の公共事業でありますので問題ないかと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議 長】

はい、ありがとうございます。それでは事件番号4番から6番について農業委員4番、末武委員申し上げます。

【末武委員】

4番、末武です。事件番号4, 5, 6について先ほど坂本委員からありましたとおり、中山間地の対象地に編入ということで、今現在水稲も作られているし、水稲も耕作可能な土地であるということで問題ないと思います。

【議 長】

ありがとうございます。事件番号7番について、推進委員4番、松本委員申し上げます。

【松本委員】

推進委員4番の松本です。申請地は8月22日に御厨地域の農地パトロールにおきまして事務局と地域の委員の皆様と周ったところでありまます。何ら問題ないかと思いまますので審議の方よろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございます。只今地元委員さんからのご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございませんでしょうか。

無ければ、議案第46号農業振興地域整備計画の変更については、農業振興上の影響は無いものと判断されるという意見書を市長の方に提出しまます。続きまして86ページ、議案第47号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたしまます。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第47号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明いたします。議案書は86ページから89ページをご覧ください。このことにつきましては、今年度、他県の農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が続けて発生していることを受けて、全国農業会議所から各市町の農業委員会に対して、あらためて農業委員会の法令遵守、綱紀保持の取り組みを徹底してほしいと依頼があったものです。よって、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会で決議された「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」に基づき、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを決議するものです。それでは、議案書の87ページ「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」を読み上げます。

(読み上げ)

以上、この申し合わせ事項についての決議をお願いいたします。なお、この取り組みについては、今後も実施していくことといたします。

【議長】

事務局からの説明が終わりました。各委員さんから何かございませんか。

はい、無ければ議案第47号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、決議することといたしますので案を削除していただければと思います。

(事務局から事件詳細について補足)

以上、委員の皆さまよろしくお願ひします。それでは以上を持ちまして本日の付議事項について審査決定いたしました。続きまして協議事項となっております。事務局よりお願ひします。

【協議及び事務連絡】

- ・先進地視察研修について
(11月11日実施、①県内の棚田オーナー制度、②有機栽培等の日帰り研修) 公用車利用
- ・全国農業新聞のリコーリース切り替えと新規購読者の確保について
- ・農地パトロールの結果のタブレット入力について (10月末期限)
- ・令和7年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について
- ・活動記録簿の提出の徹底について

それでは来月の総会ですが、令和7年10月27日(月)となっております。本日の総会はこれで終わりますが、引き続き地区別研修会となっております。しばらく休憩をとった後に研修会を始めます。

〈 閉会の時刻 〉 14 時 27 分

